

日時 平成 29 年 9 月 29 日（金）

場所 特許庁 7 階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会
第 22 回特許制度小委員会 速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 標準必須特許を巡る現状と課題について	2
(1) 一般社団法人 電子情報技術産業協会からのプレゼンテーション	2
(2) 一般社団法人 日本経済団体連合会からのプレゼンテーション	10
(3) 一般社団法人 日本知的財産協会からのプレゼンテーション	13
(4) 質疑応答	15
3. 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定について (報告)	19
4. 閉 会	24

1. 開 会

○川上制度審議室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第22回特許制度小委員会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます特許庁制度審議室長の川上でございます。本年7月に着任して、今回初めての参加となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、議事に入るに際しまして委員の皆様にお願ひがございます。御発言をいただく際ですが、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、指名されましたら、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくようお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては高林委員長にお願ひしたいと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。

本日は、蘆立委員、國井委員、萩原委員、春田委員、山本和彦委員、山本敬三委員と、多少欠席者が多くございますが、そのような状況になっております。

あと、東海林委員が委員を退任されまして、新たに佐藤委員が就任されました。

それでは、佐藤委員について事務局から御紹介をお願いいたします。

○川上制度審議室長 御紹介させていただきます。東京地方裁判所知的財産権部総括判事の佐藤委員でございます。

○佐藤委員 東京地裁民事40部の総括をしております佐藤と申します。今回から、この小委員会に出席させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高林委員長 よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、本日の議題に入る前に、7月5日付の人事異動により特許庁長官に就任されました宗像長官より御挨拶をお願ひいたします。

○宗像長官 7月5日付で特許庁長官を拝命いたしました宗像直子でございます。

今日は、皆様、お忙しいところをありがとうございます。今回は、「知的財産推進計画2017」におきまして、標準必須特許の適切なライセンス料を決めるための仕組みということで検討を進めることとされておりますので、今日は、この点につきまして御議論をいた

だきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高林委員長 長官、ありがとうございました。

それでは、具体的な審議に先立ちまして、議事の運営等につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、議事次第・配付資料一覧、委員名簿の他、資料1の電子情報技術産業協会プレゼンテーション資料、資料2、日本経済団体連合会プレゼンテーション資料、資料3、日本知的財産協会プレゼンテーション資料、資料4、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定に向けた提案募集について、この計6種類の資料のデータにつきましてはタブレットで御覧いただき、座席表、タブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することにいたしております。タブレットの使用方法に関しましては、お手元の「タブレットの使い方」を御覧いただければと思います。操作でお困りになった場合は、お席で手を挙げていただくなど合図をしていただければ、係の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、本会議は、原則として公開とさせていただきます。また、配付資料、議事要旨、議事録も原則として公開をいたしますので、よろしくお願い申し上げます

○高林委員長 ありがとうございました。

2. 標準必須特許を巡る現状と課題について

(1) 一般社団法人 電子情報技術産業協会からのプレゼンテーション

○高林委員長 それでは、早速、本日のプレゼンテーションを3人の方からやっていただきますが、最初に資料1、電子情報技術産業協会のプレゼンテーション資料をもとに、委員でもあります高橋委員からプレゼンテーションをお願いいたします。

○高橋委員 JEITAの高橋です。よろしくお願いいたします。

まず、2ページ目を開いてください。このプレゼンは、SEP 関係の現状と課題という題名で、実務的な点から現状はどうなっているのかというのを、なるべくファクトに沿って説明するという内容になっています。それで、2ページ目で3つのことをお伝えしたい。

1つ目は標準技術、標準規格といっても様々ですということです。2つ目は、今と昔は随

分様子が違うということです。3番目は、ロイヤリティという額は市場の変動によって変化するという事です。この3つのことを説明したいと思います。

まず、資料を御覧いただいて、縦が画像コーデック、光ディスク、移動体通信、デジタル放送となっています。一方、横は、左側のほうが昔、右側のほうが現在という図になっています。

例えば、画像コーデックを例に挙げますと、ISO/IEC という団体が標準化され、標準技術が策定されました。その中には、それを実施するために必要な特許というものが含まれています。それをプールという形態で活用しようということになった。それで、規格を策定した10社の中の8社が MPEG LA という会社を作りました。それは7つの企業と1つの大学です。その8社のうちの半分は日本企業という形になっています。そういうこともあったのだと思うのですけれども、お互いに、譲り合う精神があるのでしょうか、ある程度の所で落としどころを見つけて、リーズナブルなところに決着し、非常に成功した例として挙げられている事例になります。

対象製品と書いてあるところに、テレビ、DVD と書いてありますけれども、DVD プレイヤーが主たる対象製品でした。ロイヤリティ額も、当初は1台4ドルという値付けでした。それが、その後2000年に入って2.5ドル。これは対象製品が、パソコンも含めようということでパソコンメーカーと交渉して、訴訟も起こしたりした。それで、訴訟を起こすだけではなくて額も下げるといようなことで2.5ドルにして、パソコンメーカーも引き入れて、全体としてはライセンス収入が増加しました。その後、2010年には2ドル。これは、特許権というのは存続期間は20年なので、ポートフォリオが年数が経つと縮小してくる。それに応じて2ドルになっている。その後の50セント、35セントというのは、契約を途中で解除していいよという場合と、2018年まで解除してはだめですよというパターンがあって、解除してはだめですよという場合は35セント、いつでも解除していいですよというのが50セントというような選択になっています。

その後、その次の技術である H.264 は、当初から20セントという額になっています。これは、インターネット系のフリーコーデックというものがあって、要するに、代替技術が存在したからです。そのため、余り値段を高くすると、全部そっちに流れてしまうのではないかというような懸念もあって20セントという根付けで始まっている。このように、ロイヤリティを決めるに当たっては、対象製品の価格とか生産台数、販売値、製造値という情報であったりとか、市場のシェアであったりというものもあるのですけれども、

加えて、代替技術の動向であったりとか、将来の市場予測なんかを考慮しながら値付けをしています。

ところが、次の H.265 という時代になってくると、20 セントというのは、ちょっと特許収入が、MPEG 2 と比べると、かなり落ちてきているので、権利者の立場としては、もう少し上げたいということもある。一方で、実施者は、もう少し下げたいということもある。このころになってくると、対象製品がスマホに変わってくるわけです。そうすると、何が起こるのかということ、およそ 3 つのことが起こってきます。一番目は、実施者と権利者が分離しているということです。当初の MPEG 2 の場合には、権利者と実施者というのは同じ者だったので、大体リーズナブルなところに落ちついたということはあるのですが、現在では、権利者と実施者が分離する傾向にある。さらに、その実施者もいろいろな実施者が出てくる。これが 2 番目です。

3 番目は、商品を見ても専用品から汎用品に変わってくる。汎用品に変わるということは、1 つの製品が多様な機能を持っているので、多様な製品が 1 つになっているということです。こうなってくると、1 つのメニューで多様なニーズに応えることが難しくなっています。このような背景があって、プールが分裂からしているような状況に今はなっています。ここで、色をオレンジ色に薄くしたのは、余りうまくいっていないところです。オレンジにしてあるのは、そんな意図です。

光ディスクは、時間の都合上飛ばして、移動体通信にまいりたいと思います。移動体通信は ITU-R という標準化団体の中で IMT2000 という規格が決まって、その中に 5 つのサブセットがあるのですが、その中の 1 つが W-CDMA という規格があり、日本・欧州の規格になるのですが、その他には CDMA2000 というアメリカの規格もあります。その中でプールが立ち上がったのが W-CDMA というものになります。ただ、これは画像コーデックと比較すると分かるのですが、有力権利者が参画していない。例えば、クアルコムさんとか、エリクソンさんとか、ノキアさんとか、実力があるというか、単独で権利交渉できるだけの力がある会社さんは、参加していないということになります。

この 3G のプールを運営しているライセンス会社は、当初は 3G ライセンス、その後、Siplo さんになっていって、その後 Via さんになっている。この変遷を見ても、この規格を運営するのがいかに難しいというのが、分かるのではないのでしょうか。

それで、LTE になってくると、Via Licensing さんと Sisvel さんと 2 つあるのですが、それぞれ Via Licensing さんは 2012 年 10 月からライセンスプログラムの提示を始

めていますし、Sisvelさんは2011年11月で5年たっている。それで、ホームページの公開情報を見る限り、Via Licensingさんがついているという公開情報としては、まだないという状況になっている。水面下で幾つかあるという情報もあるのですが、オープンになっている情報ではないということになっています。そうすると、このLTEはどうなっているのかというと、各権利者さんは自己評価しています。FRAND宣言をした中で、それが全部必須特許というわけではないので、通常、プールは、エージェントさん、すなわち、ライセンス会社さんが、ある第三者の認定弁護士さんとか認定機関に必須認定を委託します。その必須認定を受けると、それが必須特許と認定されて配分の対象になります。これに対し、LTEについては各権利者が自己評価をして、各自でライセンス交渉したり、権利交渉するという形態が主流になっています。そのため、随分と様相は違ってきます。

4番目がデジタル放送ですが、これは、アルダージさんが先日お話くださった、日本知的財産仲裁センターさんを認定機関として活動されている。この規格は、ほぼ権利者の全ての方が参画しており、ライセンシーもライセンサーも、ほぼ100%近く参加されているということで、非常にうまくいっている事例になります。これは国内規格なので、それほど問題はなくて、やはり問題があるのは国際標準規格ということになります。

次のページにいただいて、次は規格必須特許に関する問題です。ホールドアップ問題とホールドアウト問題について書いております。

ホールドアップ問題というのは、標準必須特許というのは避けることができない特許でして使わざるを得ない。その上で、例えば差止請求権を突きつけられる。その上で高額なライセンス料を提示されるとなると、これはどうしようもないわけですね。こういうものをホールドアップ問題と言う。

ホールドアウト問題というのは、さっきのホールドアップ問題というのは、どちらかというと権利者が濫用した場合の問題なんですけれども、それに対して、ホールドアウト問題は実施者が不誠実である場合の問題になります。それで、ライセンスオファーをしてもなかなか交渉のテーブルに着かないとか、いろいろ理由をつけてライセンスを取得しない、契約しても支払わないというような様になっています。

両者は、事の性質が随分違っています。といいますのは、ホールドアップ問題というのはロジックで説明できます。例えば、今説明したように、標準規格特許というのは避けることができません。その上で差止請求権が行使されます。その上で高額のライセンス料を要求されますので、それは困るというようにロジックに説明できるものです。そのため、

ある意味、文書になりやすい。文書になりやすいということは論文になりやすい。論文になりやすいということは、この問題のほうが周知度が高いということになります。

一方で、ホールドアウト問題というのは、どちらかという、実務のちょっとドロドロした話であります。例えば、ライセンシーに対してライセンス料を支払ってくださいと行くと、「誰が他に払っているんだ」と言われ、これに対して「この会社と、この会社が払っています」と答えると、「この会社とこの会社はまだ払っていないじゃないか。だから、私も払いません」というような感じです。それで、数カ月後、地道な活動を続けてきてライセンシーが増えてきたとします。それで、また行きます。「この会社も、この会社も、さらに、この会社も払いました」と伝えると、「でも、まだまだこの会社も、この会社も払っていないでしょう。だから、私は払いません」と、こういう感じになっていく。そうこうしているうちに、訪ねていくと、もうその場所にはその会社はなくて引っ越しをしている。それで会社の名前も変えている。また、その会社を調査するのに時間も費用もかかる。このように、ロジックで説明するというよりは、実務のドロドロした話になってくる。この種の話は、オンゴーイングというか継続中の事案なので、オープンにすると公表するということが望ましくないということもあって、なかなか文書としては出しにくい。このような違いがあります。ホールドアウト問題も、問題としては、業界内ではホールドアップ問題と同じくらいの歴史があって、同じように問題になっており、両方の問題があるということをお示しています。

次のページは、今次、標準必須特許が問題になっている根源は何かということで、遡るとこれではないか、ということを示しています。要するに、アップル陣営とアンドロイド陣営とのビジネス戦争というのが、もともとのきっかけであって、これが本質になると考えています。そのビジネス戦争の武器として特許権が使われるということです。それはいいんですけども、さらに、特許権の中でも標準必須特許が使われています。となると、あれ、FRAND 宣言しているのに、もしくは、リーズナブルと言っているのに、何でこんな高額なライセンス料なの、リーズナブルというのは何だっけという1つ目の問題が再浮上します。また、FRAND 宣言をして、許諾をするという宣言をして、規格が採用されているのに差止請求権を行使するというのは、一体どういうことなんですかという2つの問題がクローズアップされてきます。これらに関しては、大型の特許訴訟であったりとか、各国の独禁法当局の判断が2011年以降出てきました。ということで、本質的にはビジネス戦争なんだというのがポイントではないかと思います。

次のページにあって、その間でも 2013 年、2014 年に、ITU-T の中で IPR アドホックグループ会合というのがあって、その中でも、この 2 つの課題について議論がされています。それで、2 年で 11 回、10 回を超えるような大きな回数で、参加者も 50 人から 70 人というたくさんの企業が参加して、このテーマについて議論をしています。結果が出ているわけではないんですけども、考え方に応じた立場と、各立場の主張というのが明確になってきました。それを表したのが、この図です。原則として FRAND 宣言をしているのですから、差止請求権を行使するというのはおかしい——おかしいというか、原則的にはそうではない、許諾をすべきです。例外的に、いつでも、どういう場合なら差止請求権を行使できるのかということに考え方の差が出てくるということになります。

右側を見ていただくと、右側のほうが簡単で、真ん中に FRAND 宣言というステップがあって、続いて、実施者実施開始、権利者認識、二者間交渉開始、交渉決裂とありますけれども、交渉のときも差止請求権は使えない。右下にあって、訴訟でも使えない。訴訟が確定して、確定したにもかかわらずお金を払わないというときになって初めて差止請求権を行使できます。これが「差止請求権禁止派」という考え方です。そのため、例外といっても、本当に時間的に、交渉のときにも使えないし、訴訟のときにも使えないし、確定して、その後払わないといったときに使えるという、極めて例外的な考え方になります。

一方で、左側が「セーフハーバー派」という名前がついていますけれども、例えば、今 FRAND is process と言われていて、リーズナブルというのは何だということを明確化するというのは長年議論されてきたのですが、なかなかそれは難しいということで交渉過程を見る、すなわち、交渉過程を見てグッドフェーズであるか、要するに、誠実義務を果たしているのかどうかということを見よう、という考え方です。例えば、警告書も出さず、いきなり訴訟を提起してきたとか、実施者側に立つと、警告をしたけれども、タイムリーにライセンスを受けると意思表示を示さなかったとか、半年も、1 年もほったらかして示さなかったとか、例えば権利者が FRAND オファーを、額になりそうという考え方、計算の考え方をきちんと示しているのか、それで、実施者が今度は、それが受けられないのであればタイムリーに、半年とか 1 年ほったらかしているのではなくて、カウンターオファーを出したのか、とかそういう両方の経緯を見て、もしも権利者が不誠実であれば、それは差止請求権を使ってはだめよ、一方、実施者が不誠実であれば、そういう実施者に対しては差止請求権を行使できる、そんな考え方があります。セーフハーバーというのは、実施者が、ある要件を満たしていれば差止請求権を受けることがないという意味で「セー

フハーバー」というネーミングがつけられています。

その考え方は考え方として、実態はどうかということでもマッピングしたのが次のページになります。左側がセーフハーバー派で、右側が差止請求権禁止派。これをチップメーカー、端末メーカー、キャリアメーカーというふうに縦に区別をしています。ここで言いたいことが3つです。基本的には見てわかるといいますか、左側は欧州メーカーが多い、これに対し、右側は米国メーカーが多いということです。当然、研究開発をしていれば、その研究開発投資を回収して、次の研究開発投資につなげていくということを考えなければならない、適切にロイヤリティが回収できるようにすべきだという考え方だと思います。

一方で、通信に関する技術というのは基盤技術なので、それは、できるだけ安くしたほうがいいという考え方が右側の陣営になる。それぞれ立場があって、それぞれの主張があるということです。それでは、どこに軸を置くか、というのは、恐らく、それぞれの国がそれぞれの国において、産業政策上、どこに軸を置いてバランスをとったほうがいいのかということでも考えることではないかと思います。

2番目に言いたいことは、全員がライセンス料を払っているわけではないということです。標準規格の受益者というのは、ここにいる全員なんですけれども、受益者が全員負担すればロイヤリティ料の1つ、1つは安くなる。ところが、実際はそうになっていないということです。それでは、誰が払っているのかというと、真ん中の端末メーカーということになります。それは、1台幾らということでも最終製品の台数を捕捉しやすいということもあるし、またチップメーカーさんが払うと、Quanta 事件というアメリカの事件がありましたけれども、特許権が消尽すると、最終製品に対して特許権を行使できないというようなこともあります。それに対しては、ポートフォリオを分割して別々に請求するとかいろいろなことをやってきたのですけれども、結果としてはライセンス料をいただくということになっておりません。

一方、キャリアさんは通信業界の中心的な存在でありますので、そこに対して払ってくださいというようなことは、実際上できないわけです。そうすると、実際に支払うのは真ん中のセットメーカーということになってくる。

それで、3番目に言いたいのは第4次産業革命ということです。第4次産業革命になってくると、今、ここに3つの例が挙がりましたけれども、恐らく4つ目、5つ目というレイヤが出てくる。例えば、自動車メーカーさんが入ってくると、恐らく右下になるでしょ

うし、製薬メーカーさんが入ってくると右下になってくるでしょう。こういうふうには、非常に複雑になってくる。また、生まれも育ちも違うというのですか、1件の特許に対する考え方も随分違うし、相場観というのも随分違うというようなことで、ライセンス交渉がうまくいかないと、全部訴訟に来るのか、全件を訴訟で解決するのかというようなことになってしまいます。これが課題の位置づけになります。こういうことがが実務の面から見た課題の認識ということになります。

では、どうするのというようなところで最後のページになります。これは、デュッセルドルフのドイツの地方裁判所が、FRAND 宣言をした特許の権利者が差止請求権を行使することは独禁法違反に当たらないのか、権利濫用に当たらないのかということについて、欧州連合司法裁判所に対して質問をし、それに対する欧州連合司法裁判所の答えを表したものです。それを図で表したのがこれです。ここに表わされたのは、FRAND is process という考え方になります。権利者と実施者とがそれぞれいて、先ほどの話と似ているんですけども、ちゃんと警告をしたのか、いきなり訴訟を起こさずに警告をしたのか。それに対して実施者のほうでは、ずっと放っておくのではなくてタイムリーに実施の意思を表明したか。それに対して FRAND か、額であるとか考え方をきちんと説明しているのか、それに対して、それを受け入れられないのであれば、カウンターオファーというものを適切なタイミングで示したのか、それに対して断るのであれば、断った後に使うのであれば、実施者のほうの if use、それでも使うのであればということですけども、Adequate security、例えば供託をしましたとか、もしくは第三者機関にロイヤリティの算定を求め、例えば仲裁委員会ですね、そのように、積極的に紛争解決に向けて努力をしているのかというのを見ていく、というものです。

その結果、特許権者のほうが不誠実だということであれば差止請求権は行使できない。一方で、実施者のほうが不誠実な対応をしているということであれば、差止請求権の行使の対象となるというような考え方になります。

これは、欧州という複数の国を含んでいる地域でディスカッションを長い時間かけて到達した、ある種到達点でありますので、我が国においても参考になるのではないかと思います。その後、ドイツにおいても、この考え方を踏まえた判決が出ていますし、イギリスでは、今年の4月に Unwired Planet v. Huawei の事件の判決が出ているというふうになっています。

以上がプレゼンですが、残り、参考資料を2つ付けていますけれども、これは、もしも

後に質疑応答の機会があれば御説明したいと思っています。

とりあえず、以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。今のプレゼンに対する質疑は、他のプレゼンが終わってからやりたいと思います。

(2) 一般社団法人 日本経済団体連合会からのプレゼンテーション

○高林委員長 では、次に資料2の日本経団連のプレゼンテーション資料をもとに、産業技術本部長の吉村隆様からプレゼンテーションをお願いいたします。

○吉村様 萩原委員の代理として出席させていただいております経団連の吉村でございます。

経団連でございますので、少しレイヤーの高いところからお話させていただくことをお許しいただきたいと思っています。

我々としては、現在どういう時代に我々は身を置いているのか、そして、この先どういう時代になっていくのかといったことを見据えて、いろいろな制度設計を考えていくべきだということで、この 이슈に限らず、関係するような 이슈については、そういう観点でいろいろと提言等を申し上げているところでございます。

本件について認識すべきキーワードは、やはり Society5.0 だというふうに思っております。Society5.0 自体は、御存じの方は御存じで、御存じでない方は御存じないということだと思いますけれども、新しい経済社会の段階というか、第5段階目の社会ということでありまして、直近の成長戦略である「未来投資戦略 2017」の中でも、サブタイトルには、その実現に向けた改革を行うのだということは書かれているというふうに認識しております。これを実現するためには、1 ページ目の右の丸のようなところですね。これを御覧いただくとイメージが湧くと思いますが、「ICT の急速な進化を背景とした、サイバー空間とフィジカル空間の融合によって新しい価値を作るのだ」、こういったものが基盤になるのだと思っております。

2 ページ目にいただいて、これを詳しく説明する気はないのですが、今ある既存の産業も新しい情報通信技術等々を使って産業自体も変わってくる。それから、いろいろな産業がどんどんつながりが増えてくるといったことで、いろいろなものが起こる。データも国際的にも流通していくみたいな、そういう世界になっていくというふうに思っ

ているということです。

3 ページ目を御覧いただきまして、そういう中で、特に IoT に着目したときに、やはりさまざまな製品がインターネットを介して接続をして、かつお互いに連動して機能するというようになっていくということで、このときには、その連動させるためには技術の標準化というのが必須になってくるということで、そこに多数の標準必須特許があるということです。そうなってくると、標準必須特許につきましては、やはり適正な価格で使え合えるということにすることが、極めて重要だと思っております。

4 ページ目を見ていただきまして、特に情報通信分野については、標準必須特許がものすごくたくさんあるということでありまして、ここで米国等を見ると、パテント・トロールみたいなものが深刻化しているということであるというふうに認識をしております。我々としても、パテント・トロールによる標準必須特許取得の脅威というものが現実味を帯びているのかなということを考えておりまして、そういったものも踏まえた制度設計が必要かなと思っております。

5 ページ目を御覧いただきたいと思うのですけれども、冒頭、長官からもお話がございました「知的財産推進計画 2017」ですね。この中で、「ADR 制度について、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進め、2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる」と書かれているということですので、これからいろいろな議論がなされるのだと思いますけれども、議論の出発点としてはここなのだろうなというふうに認識をしております。

ですので、以降はこういったものを創設するとしたらということで、少し前提として考えておくべきこと、留意しておくべきことがあるのではないかとということを経つか申し上げておきたいと思っております。

1 つ、6 ページ目は、裁定制度は強制実施権の設定を伴いますので、制度設計を行うに当たっては、より丁寧な議論が必要かなとは思っているところでありまして、むやみやたらにいろいろなことにこれを使えるようなことにするということには、多分ならないだろうと思っております。

7 ページ目を御覧いただきたいと思っております。あとは、特に製薬業界さんなんかは御懸念されていると思うのですけれども、こういったものを作ることが、インドなどでやっているような強制実施権と同じものであるというようなメッセージが対外的に出ることになるとすれば、それは困るというお話が聞こえてくるところでございます。ですので、こうい

ったものを創設する場合には、インド等の強制実施権とは別物であるということをしかりと発信するというをしないといけないかなと思っております。

あとは、こういった新しい制度をやるとすれば、特許庁さん自身も新しいトライアルになると思いますので、そういったことをやられるとすれば、それに向けた人材育成が要るのではないかと思います。

それから、8ページ目を御覧いただきたいと思えます。先ほど、高橋委員からもお話があったホールドアップ問題とホールドアウト問題ということで、確かに、この2つは違うものというふうに我々も認識しております。ホールドアップ問題については、標準規格の採用において、標準必須特許が回避不可能である場合に、特許権者から著しく高額なライセンス料が要求される問題ということで、基本的には、ざっくり言ってしまえば、ライセンス条件を巡る問題なのだろうなと理解をしています。

ホールドアウト問題については、実施者が権利者とのライセンス交渉に誠実に応じず、権利侵害を続ける問題ということで、これは権利侵害の問題だと、ざっくり言えばそういうことだというふうに理解しております。

ですので、これらについては、質の異なる問題だと、ざっくり言えば、そういうことかなという理解をしています。ですので、こうした2つの問題をよく整理して、それぞれの問題に即した解決策というものの模索していくということが重要なのだろうと思っております。

いずれにしても、これから議論が深まることをすごく期待しております、ちょっと重複しますが、「知的財産推進計画 2017」に書かれたところを出発点にいろいろと議論が深まることを大いに期待させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○高林委員長 大変ありがとうございます。この質疑についても、3人のプレゼンが終わってからやりたいと思えます。

(3) 一般社団法人 日本知的財産協会からのプレゼンテーション

○高林委員長 続きまして、3番目は資料3、知財協の資料に基づきまして、トヨタ自動車企画統括室長の飯田陽介様からプレゼンテーションをお願いいたします。

○飯田様 知的財産協会、トヨタ自動車の飯田でございます。

私のほうからは Society5.0、いわゆる Connected Industries になるに当たって、この標準必須特許、SEP の在り方というものを考えるところを少し御説明させていただきたいと思います。

めくっていただいて2ページ目ですけれども、Society5.0、ここは吉村さんの御説明にもありましたので簡単に御説明しますと、車であったり、家電であったり、いわゆるモノ単体からインフラへつながっていく。こういう「つながる社会」というところが出てきて「超スマート社会」ができ上がるということだと思えます。

次に3ページ目、いわゆる、こういうコネクテッド社会になっていきますと、いろいろなものがIoTを通してつながるわけなので、ここのインターフェースは、当然標準をやっつけていかなければ、ユーザーも困りますし、お客様も困ってくるといったところだと思います。そうすると、やはりさまざまな業種・業態の企業が標準規格を利用するわけでありまして、この標準規格を実施するに当たっては、やはりこういう SEP、標準必須特許の扱いというものが鍵になってくるのだらうと思っております。

4ページ目にいっていただいて、今現在、我々が考える、この SEP に関するリスクでございますけれども、やはり、いわゆる NPE と言われるものが SEP を使って高額なライセンス料を請求してきた場合は、標準規格のインターフェース、通信機器等が高額化していきます。そうすると、標準規格の普及が阻害され、事業化がおくれて、また中小においては淘汰されるというようなリスクもあるのではないかと。ひいては、Connected Industries の進展、イノベーションの創出を阻害していくのだらうと考えております。

5ページ目は、現在、NPE の活動の実態でございますけれども、いわゆる SEP を使った特許訴訟の70%以上は NPE が原告だというような統計データもございます。こういったところで NPE の主戦場になっているというような状況で、ここは何とかしなければいけないのではないかと考えております。

6ページ目は御参考までです。いわゆる著名な NPE と言われるところが、ノキアであったりとか、そういった大手企業から特許を買って特許訴訟をやっている状況があるということです。

7ページ目にいっていただいて、我々が今思っている SEP の考え方でございますけれども、こういう NPE、いわゆる意図的なホールドアップをしてきたりとか、我々がつくっている業界水準であったりとか協調社会、こういうところを破壊してくるようなバッドフェースのものに対しては、やはり何らかの手立てが必要ではないかと思っております。

その一方で、BtoB のところは、やはりビジネスとセットで価値判断をしていくわけですし、いわゆる業界水準等を考慮しながら交渉でやっていくといったところだと思います。こういうものは通常のライセンス交渉、話し合いというところで解決していくというのが筋だろうと思っています。

8 ページにあっては、各国の動きですけれども、これは皆さん御承知のとおりだと思いますが、アメリカでは、米国連邦取引委員会（FTC）が標準必須特許に対しても介入をしている。いわゆる国機関が SEP のところに、料率に関しても介入してきているといった状況です。これに対して米国の自工会、我々トヨタ自動車も入っているのですけれども、書簡を出させてもらっているといったところなんです。

9 ページ目は欧州ですけれども、ここも皆さん御承知とは思いますが、今、欧州委員会が、いわゆる SEP の取り扱いのガイドラインというものを作成していると聞いております。欧州には2つの大きな団体がございまして、左側の Fair Standards Alliance というところは、下に書かせていただいた、いわゆる実施者側ですね。そういった会社の団体であります。右側が Ericsson, NOKIA という権利者側の団体、こういったところが今、SEP に関して、こういう取り決めをしたほうがいいのか、料率の決め方はこうだとか、ADR だとか。あとは、SEP というのはどういうもの、ちゃんと特定するんだよと。やはり標準必須特許なので、個社間だけではなくて広く公開すべきではないか、そういったような内容を彼らが欧州委員会に上げているといったところになります。このガイドライン、夏ぐらいに出ると言われてはいたのですけれども、いろいろ延期になっているというふうには聞いています。12 月のクリスマス休暇前には何らかのガイドラインが出るのではないかと聞いております。

10 ページにあっては、ここで、我々から提言というか、少し考えを言わせていただきますと、グッドフェース者同士の場合、やはり当事者間での交渉は尊重していくのだろうと。ただ、先ほど申しましたとおり、バッドフェース者に関しては、迅速に、拘束力を持って、透明性を担保して、その問題を解決できる仕組みというものがいいかと思っています。欧米もいろいろ考えていますので、日本からも、こういう SEP の取り扱いをグローバルに発信していくべきだと考えております。

以上です。

○高林委員長 大変ありがとうございます。

(4) 質疑応答

○高林委員長 3人の方から、プレゼン資料に基づきまして簡潔にプレゼンをいただきました。高橋様、吉村様、飯田様からのプレゼンがございました。時間も10分程度しかとれないとは思いますが、何か御質問なり、御意見なりがあったらお願いしたいと思えます。

私からちょっと聞きたいのですけれども、高橋様のプレゼン資料では、パナソニックはセーフハーバー派に属しており、差止請求権禁止派ではないほうに属しているというふうに分けられておられますね。その立場から見て、差止請求権禁止派というものではない立場から、何か御意見はございますでしょうか。その辺は、ちょっと触れておられなかったようなので。

○高橋委員 弊社は、権利者でもあり、実施者でもあるという立場ではあるのですけれども、考え方からすると左になります。それは、研究開発投資をしているからということで、研究開発投資をしている企業さんは、多分、左側になると思えます。一方で、例えば、プラットフォームとして実施しているという企業さんだと、多分、右側になるのだと思えます。

それで、先ほども触れたのですけれども、通信技術というのは基幹技術なので、やはり安くしたいという気持ちは分かるし、考え方も分かる。一方で、研究開発投資を回収できないと次の技術が生まれてこないのです、そのところのバランスをどうとるのかということが問題になります。そのときに、やはり欧州とアメリカでは随分違っている。日本は研究開発投資をしている企業が多いという意味では、どちらかというとなら欧州に近い気がします。そういったところで、日本にとって、どこを軸にしてバランスをとるのが産業政策上いいのかという判断になるのではないかと考えております。

○高林委員長 分かりました。私の質問はそれだけですので、他の皆様から、御質問なり御意見があれば一乗り降り自在、自由にとというのが私のスタンスですので、どうぞ御自由に御発言いただければと思えますが、いかがでしょうか。

先ほど長官からも、推進計画のほうで示されたということでもありますし、先ほどのプレゼンからも、ここが基本的なベースであるというようなお話がありましたのが強制実施権制度の創設ということですね。その辺についてもいろいろな御意見があろうかと思えますし、今日のプレゼンも、スタンスとしては、高橋プレゼンは、ちょっと消極的なのかなというふうには私は聞きましたし、あとのお2人は中立的なお立場だったのかなと思えます

けれども、何か、集中的に高橋委員に質問が来るかなと私は思いましたが、いかがでしょうか。

浅見委員が何か言いたそうなので……。

○浅見委員 他の方がおっしゃらないのであれば……。

高橋委員に御質問させていただきたいのですが、高林委員長の御指摘に関連しまして、先ほどの資料の6ページのところで、日本の企業はパナソニックがセーフハーバー派と書かれていますのですが、それ以外の日本の企業の立場というのは明確でないのか、あるいはどちらかに入るのか、そのあたりを、御存じでしたら教えていただければと思います。

○高橋委員 これは、私の口から言うとまずいような気がしますので、ちょっと答えにくいというか……。

○浅見委員 分かりました。それなら結構です。

では、少しだけ感想を申し上げます。

昨日、資料がホームページにアップされましたので拝見しましたが、高橋委員プレゼンにはなかったのですが、資料の9ページを拝見して、現在の裁定制度にそのまま当てはめるのは問題があるという御指摘は理解いたしますので、これから詳細な検討が必要であると私も思います。

吉村さんの資料についても、いろいろと前提や留意事項が書かれていますが、そのとおりだと思いますので、今後、十分な議論が必要かなと思います。

飯田さんのプレゼンから、アメリカと欧州では、アプローチの仕方が大きく違うことが理解できました。まだベストプラクティスが決まっていないということかと思しますので、日本としてもベストプラクティスを検討していくことは、十分に意義のあることと思っております。飯田さんのプレゼンの最後に、グローバルに発信して、日本が欧米を先導できればという御意見に賛同いたします。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

強制実施というと、ライセンサーのほうがライセンサーに実施させろと言ってくる場面しかないのではないかという御意見があり、高橋委員のプレゼンも、逆にライセンスを払わないで勝手に使っている者にライセンス料を払わせたいという要求もあるんだという御意見でしたね。現実問題として、高橋委員の立場から見ると、払わないで使っている者がいて困るという場面が多いということなのではないでしょうか。

○高橋委員 多いですね。さっき説明したのは、例外的な一例ではなくて、そんなものばかりだと思ってください。なかなか表に出ないし、話せない内容ではあるのですが、実務に携わっている人から見ると、感覚的にはそんなものばかりということですよ。

○高林委員長 他の企業はしゃべれないという高橋委員のお話でしたが、別所委員あたりで何か御意見があれば言っていたらと……。

○別所委員 自動車業界だから結託して言っているつもりはありませんが、飯田さんから紹介がありました、やはりトロールと、誠実に交渉する態度があつて権利を持っているものとは分けるべきだというふうに明確に思います。

トロールと言うべきか、若干、定義とかいろいろ問題はあるのかもしれませんが、いわゆるトロールということで考えますと、何しろ、高額な賠償金を取得することだけが目的であつて、Society5.0とか、産業の発達ということとは全く無関係の者であるということでもありますから、ここには何かしらの対応が必要なはずで、その選択肢の中に相場観を形成するようなガイドラインとか——これは訴訟あるいはADR等でも、一定程度の影響力を持たせられ得るものでありましようから、このようなことを先導していく、早く相場観を作っていくという作戦は非常にいいのではないかと。これはグッドフェースといひますか、誠実に交渉しようとする態度のある権利者にとつても、決して悪いことではないはずでありますので、そのような方向に持っていくのがいいのであろうかというふうに思ひます。

○高林委員長 ありがとうございます。権利者側についても、トロールと言つていいかどうかは別として、グッドフェースとバッドフェースという仕分けがあるということだし、権利者から見て、使うものについてもホールドアウト現象というのがあるから、そちらも困るというような両方からの御指摘があつたように思ひます。その辺は、なかなか権利者にとつても難しい問題だし、ユーザーといひますか、ライセンサーにとつても難しい問題があろうかと思ひます。

時間も限られており、全員に発言していただくという機会は、ちょっと今日はないかも知れませんが——どうぞ、辻居委員。

○辻居委員 飯田さんに質問なんです、スライドの6ページでは、NPEの特許訴訟の状況というものが具体的に述べられているのですが、確かにアメリカの状況は分かつたのですが、その状況が日本で起ころうとしているのだという、何か具体的な話が私どもは分からないので、そういう状況が日本でもあるのだというようにあつたら御紹介いただ

ければと思います。

○飯田様 日本で、ここまでNPEがSEPを使ってというのは、多分、今現在はないと思うのですよ。ただ、アメリカの弁護士等に聞くと、アメリカは裁判がすごくあるものですから、ある程度SEPの相場が決まってきて、NPEは、やはりSEPの相場は安いということになって、大分ヨーロッパに行っているらしいんですね。それで今、ヨーロッパはいろいろなガイドラインとかを作ろうとしている。そこが、またがっちりになれば、次に狙われるのは日本であったり、中国であったりということで、やはり危険性は絶対にあると思うものですから、そういうところは感じながら日本としても発言していかないといけないかなと思います。

○辻居委員 ありがとうございます。

もう1点、吉村さんに質問なんですが、7ページにインド等の強制実施権とは別物であることを明確化し、国際的に説明可能な制度とすべきと。これは本当に大事なことで、グローバルに見て、こういうものを始めて、本当に国際的に見て納得できる制度にしなければいけないと思うのですけれども、そういうような観点からした場合、どういう点が必要なのか、どういう点に留意すればいいのかということについて何かあれば御意見をいただきたいと思います。

○吉村様 それを、まさにこれから皆さんに議論していただくことではないか。私が何か言うことではないということだと思います。

ただ、今日の段階で申し上げたいのはそういうことで、こういうことに気をつけないと違うメッセージが出て、日本は変なことをしているねとか、インドと同じようになってしまったと捉えられてしまうと、我々の今回の狙いは、他のページに書きましたけれども、まさに適正な価格で使い合えるという世界を目指しているということでもありますので、それが何か違う形で出るとすれば、本意ではないだろうと思います。それを具体的にどういうふうに落とし込むかというのは、申し訳ないですけれども、私の能力を超えるので、そこは専門の皆さんの御議論にお願いしたいというのが今日のところのスタンスでございます。

○辻居委員 どうもありがとうございました。

○高林委員長 世界でイメージされる強制実施権はインドの実施権というようなものなのかもしれませんが、強制実施権にもいろいろなものがあるし、ここで考えてきたものは、お互いの民同士のネゴシエーションをバックアップするような強制実施権ということ考

えているわけでしょうから、必然的にインドにおける実施権のようなものとは違うということになるかと思いますが、どのような制度を作るのかは、これからの検討事項だと思います。

3. 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定について（報告）

○高林委員長 この制度論をどこまで今日煮詰めるのかはなかなか難しい問題であるとは思いますが、議題2として、ガイドラインの策定という御提案が特許庁のほうからあるようですので、何なのかなということを楽しみに御説明を伺いたしたいと思います。

○川上制度審議室長 それでは、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定について御説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この標準必須特許をめぐる紛争の解決に向けた制度の在り方につきましては、本日のプレゼンテーション議論を踏まえて、また引き続き検討を継続していくということで考えておりますけれども、あわせて、今申し上げたガイドラインの策定というのを進めていきたいと考えております。

これまで、私どもはいろいろ制度の在り方の検討を進めるに当たりまして、いろいろな関係者の御意見等を伺ってきたわけですが、その中で、そもそも特許庁に現在、ライセンス条件を設定するための知見というのが十分ではないのではないかという御意見ですとか、あるいは国際的にも通用するような仕組みでなければ紛争の解決にはつながらないのではないか、こういった御意見もいただいていたところでございます。こういう御意見を踏まえたときに、特許庁が個別の案件のライセンス条件に関わっていくとしても、標準必須特許の適切なライセンス交渉の進め方ですとか、合理的なライセンス料の推進について、権利者と実施者のバランスがとれた基本的な考え方を整理しておくことは避けて通れないのではないかというふうに考えておりますし、また、こうした考え方を整理することというのが、こういうライセンス交渉に不慣れな中小企業等にも参考になるのではないかということで、今般、国際的にも参照されるようなガイドライン策定に向けた作業というのを早急に進めていきたいと考えているところでございます。

資料4を御覧いただければと思います。このガイドライン策定に向けて、この度、提案募集というものを行いたいと考えております。

まず、1.の趣旨のところでございますけれども、近年のIoTの普及で、標準必須特許

のライセンス交渉に大きな変化がもたらされており、とりわけ、これまで通信業界の企業同士で行われてきた交渉というのが、通信業界の企業、それ以外の製造業なりサービス業といった異業種間でも行われるようになって、これまでのようなクロスライセンスの解決というのが困難になっていたり、あるいは当事者間のライセンス料率の相場観にも乖離が生じているというふうに認識しております。そこで、こうした標準必須特許をめぐる紛争というのを未然に防止したり、あるいは迅速に解決する上で有用な、かつ国際的にも参照されるようなガイドラインを作成するという事で提案を募集したいと考えております。

2. に提案要領がございますけれども、そこに目次のイメージというものが記載されておりますが、これに肉付けして、内容的に盛り込むべき事項というものを、広く国内外より御提案をいただきたいと考えております。

この目次のイメージですが、まず、最初にガイドラインの趣旨あるいはライセンス交渉における課題でございますけれども、第2というところで、適切なライセンス交渉の進め方の考え方がございます。例えば、誠実な交渉の要素とは何かとか、効率的な交渉の要素とは何か、こういった考え方について御提案をいただきたいと考えております。

それから、次のページでございますけれども、第3というところで合理的なライセンス料の水準がございます。これは、例えばライセンス料の算定の基礎というのはどうあるべきか、あるいはライセンス料の算定要素、手法というのはどうあるべきか、こういった考え方についての御提案をいただきたいと考えております。

提案募集のやり方ですけれども、この委員会が終了後に募集を開始したいと考えておりまして、1カ月ちょっと募集期間を設けさせていただき、いただいた提案を踏まえて、できれば年内に原案を作成いたしまして、それから、意見をいただいた方々といろいろ議論をさせていただいて、最終的には来年の春を目途に取りまとめたい、こんなイメージで考えております。

こういうガイドラインを作る上で、国際的に参照されるようなものにしていきたいということで、今回、日本語だけではなくて英語でもあわせて募集をしていきたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆様方にもいろいろ御支援、御協力をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○高林委員長 先ほど高橋委員から、ヨーロッパにおけるガイドラインの策定のお話がありましたけれども、それは今の特許庁がやろうとしているものとの関係でいうと、どのよ

うなものに位置づけられているのでしょうか。

○高橋委員 それは、ヨーロッパの動きとなるべく歩調を合わせるようなものかと思っています。それで、いろいろな業界がいますので共通のルールがないところで、どうやってやっていったらいいのだろうというようなことを政策的に示していくというのが有意義ではないかなと思っています。

それで、さっきバッドフェースとグッドフェースを識別するという話があったのですが、どちらもかという、グッドフェースによる交渉のほうが有利なんだ、グッドフェースがいいんだと、そっちをより促進するようなものになるといいのではないかと思います。

○高林委員長 今の事務局からの御説明だと、具体的にライセンスフィーを決めるときの考慮要素などについても、すべてガイドラインに書きたいというようなことだったわけですか。

○高橋委員 それについては、私としては、ガイドラインとは別にして、各国のSEPに関する判決が出ているものとか、もしくは交渉結果をプレスリリースで発表しているところもあって、出ているものについては、やはり何かデータベース化して、それを定期的に更新していくようなものかというふうには個人的には思っています。例えばSEPの業界と、これから通信業界に入ってくる業界で、やはり情報の差があるわけなので、その情報の差を埋めるような工夫があって、その上でグッドフェースでやれば、お互い得するんですよというようなガイドをしてあげる、そういう形がいいのかなと思っています。私の意見はそういうことです。

○高林委員長 高橋委員ばかりに聞いてしまって申し訳ありません。広く皆様から、どうぞお願いします。

○吉村様 確認ですけれども、ガイドラインの話がされるのは、それはそれであると思っ
ているのですが、先ほど申し上げたとおり、今までの議論もあるので、今後の射程をガイドラインだけの話をするのか。それはそれでやるのだけれども、裁定制度の検討をされる
つもりがあるのか、その辺の関係性を少しはつきりされたほうが、今後の議論のためには
いいのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○川上制度審議室長 ありがとうございます。先ほど、この御説明の冒頭にちょっと申し上げ
ましたけれども、制度論については、今回プレゼンテーションもいただき、また御議
論いただいた内容を踏まえて、引き続き議論を進めていきたいと考えております。

他方で、これは制度がいずれの形になるにせよ、こういうライセンス交渉の考え方、合理的なライセンス料の考え方を含めて、こういった考え方というのを、特許庁としてきちんと整理していくということは避けられない道であろうということでございますので、これについては早急に検討を進めさせていただきながら、制度論についても引き続き議論をしていく、そういう整理で御理解いただければと思います。

○高林委員長 私も、この提案があったときに、実は今の御質問の趣旨を確認したかったのです。強制実施権制度を採用したとしても、特許庁にお金勘定のライセンス額が決定できるのかというような批判があるというふうに聞いておりますが、それは裁判所であっても少ない人間でライセンス額が具体的に適正に決められるのかということは、どこであっても言われることだと思います。その際に、どのようなことを考慮しながら交渉をしたのかといった事情だとか、ライセンスの具体的な額の提示だとか、そういったものを知ることができるデータベースなのかもしれませんが、そういうものこそ、特許庁がやるにしても、裁判所がやるにしても、また高橋委員の参考資料にあるような仲裁制度というようなものを考えていくにしても必要になるだろうと思います。最後にはグッドフェイスの人に妥当なライセンス額を提示するというのが落としどころなわけで、それを決めるための資料を集めておくということは、いずれの制度ができるにしても、できないにしても役立つ手順であり、私もそれはやる価値があるだろうというふうに思っております。ただいまの御質問、ありがとうございました。私が言いたいことを言っていたということかもしれません。

いかがでしょうか。他にも――多少唐突な感じがした委員もいらっしゃると思いますので、その趣旨を確認したかったということです。何か御意見がございましたら……。

金子委員、何か言いたそうなので……。

○金子委員 発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

制度論的な対応については、また今後、議論していくということですが、私個人の意見としては、裁定制度も選択肢となりつつ、他方で、今上がっているさまざまな問題を解決するためには、いろいろな選択肢を総合的に考慮していくということが必要なだろうと思います。そういった制度的な対応を考える際にも、このような標準必須特許を巡るライセンス交渉の在り方として、あるいは対価の額も含めて、どういうものがよいものなのかということについて情報を集めて整理をしておくということは、それに向けた制度の組み方ということを考える上でも有意義なことだと思いますので、このようなガイドラインに

向けた情報募集を行うということ自体は有意義なことではないかというふうに私も思うところですが。

ただ、なかなか非常に難しい問題でありまして、意見——そもそも、場合によっては、例えばガイドラインというものを出すこと自体もどうかということも含めていろいろな議論もあろうかと思いますが、例えば訴訟の当事者や、場合によっては裁定の当事者だけで決めるような性質の問題ではない側面もあるという意味では、こういった情報を広く世の中から事前に集めておくということはよいことなのではないかと思います。

○高林委員長 特許庁が金の計算をできるのかというところで、口が滑って裁判所もできないのではないかと行ってしまったので、裁判所の立場から何か御発言がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 今、御議論として出た以上のことは余りないわけですがけれども、やはり裁判になりますと、当事者はかなり離れた、自分に有利な主張をする。その中で判断をするというのは、今、委員長からお話があったように、非常に困難な場面も多くございますので、そういう意味では、客観的な情報を収集していただいて、それを広く裁判所も含めて、いろいろな業界も含めて共有をしていくということは、非常に意義のあることではないかと考えております。

○高林委員長 ありがとうございます。時間も5分ほど超過しておりますが、何か御発言ございましたら……。

それでは、以上をもちまして、本日はプレゼン3件についての質疑と、それから、御提案のあったガイドラインについての提案とその質疑ということでありましたが、これをもって本日の審議は終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

4. 閉 会

○高林委員長 それでは、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 御審議、どうもありがとうございました。

次回以降の開催日程でございますけれども、年内にもう数回開催して御審議いただく予定でございます。詳細な日程等につきましては、また追って、調整の上、皆様に御連絡を差し上げたいと思います。

○高林委員長 ありがとうございました。本日は1時間という、ちょっとタイトなスケジュールでございましたけれども、プレゼン3件の他、新たな提案等もございまして、実りのある議論ができたように思います。

これをもちまして、第22回の小委員会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。